

単位事務名	
児童手当・特例給付	
根拠及び参考法令	児童手当法（昭和46年法律第73号） 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号） 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号） 鹿児島県立学校職員児童手当支給要領（昭和47年1月24日鹿教管第655号）

項目	処理方法
手当の種類	<p>児童手当法上の区分は次のとおりである。</p> <p>1 児童手当（法第4条給付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3歳未満の児童※1 ② 3歳以上小学校修了前の児童※2（第1子・第2子） ③ 3歳以上小学校修了前の児童※2（第3子以降） ④ 小学校修了後中学校修了前の児童※3 <p>※1 施設入所児童を除き、月の初日に生まれた児童については出生の日から3年を経過しない児童とする特例を設けている。この場合、年齢計算ではなく民法の期間計算の原則に従い、出生の日の翌日から3歳の誕生日までが3歳未満となる。</p> <p>※2 3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については出生の日から3年を経過した児童）であって12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所児童を除く。）</p> <p>※3 12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所児童を除く。）</p> <p>2 特例給付（法附則第2条給付）</p> <p>※ 当分の間、法第4条に規定する要件に該当する者（所得制限額以上であることにより、児童手当を支給されない者に限る。）に対し、児童1人につき月額5千円の給付を行うものとすること。支給事務等については、児童手当の場合と同様に取り扱う。</p>
児童の定義	<p>1 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学等の理由により日本国内に住所を有しないものをいう。</p> <p>※ 「留学」については、以下の要件を全て満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本国内に住所を有しなくなった日の前日までに日本国内に継続して3年を超えて住所を有していたこと ② 教育を受けることを目的として外国に居住しており、父母等と同居していないこと ③ 日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内のものであること <p>2 支給対象となる児童は、15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</p>

項目	処理方法																					
支給額	<p>の間にある児童（施設入所者を除く。以下「中学校修了前の児童」＝「支給要件児童」という。）</p> <p>1 前年の所得（1月から5月までの月分の手当は前々年）が政令で定める所得制限額未満である者</p> <table> <tr> <td>3歳未満（一律）</td> <td>15,000円（月額）</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）</td> <td>10,000円（月額）</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前（第3子以降）</td> <td>15,000円（月額）</td> </tr> <tr> <td>小学校修了後中学校修了前（一律）</td> <td>10,000円（月額）</td> </tr> </table> <p>例： 平成29年11月に3歳になる場合は、11月分まで15,000円、12月分からは10,000円（ただし、第3子以降は引き続き15,000円）となる。</p> <p>※ 支給額の算定には、支給対象外の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで数える。（未成年後見人や父母指定者に実子がいる場合、実子も含めて数える。）ただし、児童福祉施設等に入居している児童（施設の設置者等に支給する形で手当を支給。）は除く。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>(例1) 19歳、16歳、10歳、5歳の子がいる場合 16歳の子は第1子（0円）、10歳の子は第2子（10,000円）、5歳の子は第3子（15,000円）で、計25,000円支給する。</p> <p>(例2) 19歳、13歳、2歳の子がいる場合 13歳の子は第1子（10,000円）、2歳の子は第2子（15,000円）で、計25,000円支給する。</p> </div> <p>2 前年の所得（1月から5月までの月分の手当は前々年）が政令で定める所得制限額以上である者（特例給付）</p> <table> <tr> <td>児童1人あたり（一律）</td> <td>5,000円（月額）</td> </tr> </table> <p>※ 特例給付を含め、児童手当等は非課税となる。（法第16条）</p>	3歳未満（一律）	15,000円（月額）	3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円（月額）	3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000円（月額）	小学校修了後中学校修了前（一律）	10,000円（月額）	児童1人あたり（一律）	5,000円（月額）											
3歳未満（一律）	15,000円（月額）																					
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円（月額）																					
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000円（月額）																					
小学校修了後中学校修了前（一律）	10,000円（月額）																					
児童1人あたり（一律）	5,000円（月額）																					
所得制限	<p>1 政令で定める所得制限額（児童手当法施行令第1条）</p> <p>扶養親族数別所得制限限度額表（平成29年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>所得額</th> <th>収入額の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>622万円</td> <td>833.3万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>660万円</td> <td>875.6万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> <td>917.8万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>736万円</td> <td>960.0万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774万円</td> <td>1002.1万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>812万円</td> <td>1042.1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。</p>	扶養親族数	所得額	収入額の目安	0人	622万円	833.3万円	1人	660万円	875.6万円	2人	698万円	917.8万円	3人	736万円	960.0万円	4人	774万円	1002.1万円	5人	812万円	1042.1万円
扶養親族数	所得額	収入額の目安																				
0人	622万円	833.3万円																				
1人	660万円	875.6万円																				
2人	698万円	917.8万円																				
3人	736万円	960.0万円																				
4人	774万円	1002.1万円																				
5人	812万円	1042.1万円																				

項目	処理方法														
	<p>(注) 1 扶養親族数は、児童手当法第5条第1項に規定する「扶養親族等及び児童」の数。</p> <p>2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。</p> <p>3 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。</p> <p>2 所得額の計算方法（児童手当法施行令第3条）</p> <p>(1) 市町村長が発行する所得証明書（児童手当用）に記載されている総所得額等の合計額から8万円を控除する。</p> <p>※ 所得の証明書において、先物取引にかかる雑所得等の金額が確認できない場合は、当該市町村へ電話等により確認し、その結果を記載しておく。</p> <p>(2) 市町村民税について、次に掲げる控除を受けた者については、それぞれ次に掲げる額を控除する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村民税について 受けた控除の種類</th><th>児童手当等の所得要件をみる場合に本人の所得額の計算に当たって控除される額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑損控除</td><td>当該雑損控除額</td></tr> <tr> <td>医療費控除</td><td>当該医療費控除額</td></tr> <tr> <td>小規模企業共済等掛金控除</td><td>当該小規模企業共済等掛金控除額</td></tr> <tr> <td>障害者控除</td><td>1人につき27万円 (特別障害者の場合、1人につき40万円)</td></tr> <tr> <td>寡婦(夫)控除</td><td>27万円 (寡婦控除の特例を受ける場合は35万円)</td></tr> <tr> <td>勤労学生控除</td><td>27万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 上記以外に損益通算及び繰越控除についても、当該金額を控除される額として取り扱う。</p> <p>3 扶養親族等及び児童（児童手当法第5条第1項）</p> <p>(1) 「扶養親族等」は、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族で、前年の所得証明書（1月から5月までの月分の手当は前々年）に記載している人数。前年、前々年の人数のため請求時の実際の扶養人數とは異なる場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育者の前年（1月から5月までの月分の手当は前々年）の所得についての課税所得金額の計算上において、実際上、配偶者控除及び扶養控除の対象になった者に加え、前年（又は前々年）の12月31日時点で16歳未満の税法上の扶養親族であった者も含まれる。 <p>(参考) 扶養親族数が0人になる場合 配偶者等の扶養がない者（共働き等）が、第1子目の請求</p>	市町村民税について 受けた控除の種類	児童手当等の所得要件をみる場合に本人の所得額の計算に当たって控除される額	雑損控除	当該雑損控除額	医療費控除	当該医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除	当該小規模企業共済等掛金控除額	障害者控除	1人につき27万円 (特別障害者の場合、1人につき40万円)	寡婦(夫)控除	27万円 (寡婦控除の特例を受ける場合は35万円)	勤労学生控除	27万円
市町村民税について 受けた控除の種類	児童手当等の所得要件をみる場合に本人の所得額の計算に当たって控除される額														
雑損控除	当該雑損控除額														
医療費控除	当該医療費控除額														
小規模企業共済等掛金控除	当該小規模企業共済等掛金控除額														
障害者控除	1人につき27万円 (特別障害者の場合、1人につき40万円)														
寡婦(夫)控除	27万円 (寡婦控除の特例を受ける場合は35万円)														
勤労学生控除	27万円														

項目	処理方法
支給要件	<p>をした場合。(前年、前々年の所得証明書には第1子は扶養に入らないため。)</p> <p>(2) 「児童」は、受給資格者の扶養親族等でない児童で、当該受給資格者が前年又は前々年の12月31日時点で生計を維持していたもの。 ・ 仮にその児童が養育者本人の親族等であったならば、当然に養育者本人の税法上の扶養親族となったはずの児童をいう。</p> <p>中学校修了前の児童を養育している者で、次のいずれかに該当し、日本国内に住所を有するものに支給される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支給要件児童を監護し、かつ、これと<u>生計を同じくする</u>その父又は母(未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下「父母等」という。) <p>※未成年後見人：親権者がいる場合や親権者が管理権（財産に関する権限）を有しない場合に、親権者の指定若しくは家庭裁判所の選任により、その未成年者の法定代理人となる者。</p> 2 日本国内に住所を有しない父母等が生計を維持している児童と同居し、これを監護し、かつ、これと<u>生計を同じくする</u>者（当該児童が寮生活をしている場合等、同居することが困難であると認められる場合は別居でも可。）のうち、当該父母等が指定する者（以下「父母指定者」という。） <p>※例えば、児童の生計を維持している父母等が国外に移住しており、児童は日本に居住している祖父母に預けているような場合で、父母等が祖父母のうちいずれかを児童と監護・生計同一関係がある者として指定するケースが考えられる。</p> 3 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その<u>生計を維持する</u>者 <p>※用語の解釈（平成24年3月31日雇児発0331第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていると社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいう。しかし、必ずしも児童と同居している必要はなく、また、児童の生計費の負担というような経済的因素は含まないものであること。従って、勤務、修学、療養等の事情により、児童と養育者とが起居を共にしていない場合であっても、現に監督、保護を行っていると認められる限りにおいては、「監護」の要件を満たしていると取り扱って差し支えない。 ② 「生計を同じくする」とは、児童と養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではないこと。従って、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは、再び起居を共にすると認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合は、「生計を同じくする」に

項目	処理方法
	<p>該当する。</p> <p>再び起居を共にするとは、新たに生まれた児童は別として、原則として従前同居しており、再び同居すると認められる場合をいうものである。なお、児童と養育者が同居している場合には、明らかに生計を異にすると認められる場合を除き「生計を同じくする」として取り扱って差し支えない。</p> <p>③ 「生計を維持する」とは、児童の生計費の大半を支出していることをいうが、生計維持のための資金は、必ずしも養育者本人の資産又は所得である必要はない。すなわち、その者が他から仕送りを受け、あるいは生活保護を受けている場合でも差し支えない。しかし、児童の所得、児童自身に支給される公的給付のように、児童の所有に属する金銭又は児童の養育費に充てるためのその兄姉等からの送金が児童の生計費の主な部分を占めている場合には、養育者が当該児童についてその「生計を維持する」ものとは認められない。</p> <p>※ 同一世帯で2名以上の者が受給することはできない。 ※ 再任用職員（フルタイム勤務）は県が支給する。 ※ 再任用職員（短時間勤務）及び臨時の任用職員は住所地の市町村での支給となる。</p> <p>《父母が共同で児童を養育している場合の取扱い》</p> <p>夫婦共働きなど父母が共同で児童を養育している場合、手当は当該児童の生計を維持する程度の高い者に支給する。</p> <p>「当該児童の生計を維持する程度の高い者」とは家計の主宰者、すなわち家計においてより中心的な役割を果たしていると社会通念上認められる者をいうが、これを父母のいずれとするかについては、基本的には両者の前年（1月から5月までの月分の手当は前々年）の所得を比較して、高い方を家計の主宰者とする。</p> <p>所得にほとんど差がない場合には、</p> <p>イ 住民票上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか） ロ 健康保険の適用状況（父母のどちらの被扶養者になっているか） ハ 所得税等の扶養控除の適用状況（父母のどちらの扶養親族になっているか）</p> <p>などの諸事情を総合的に考慮して、判断すべきである。</p> <p>《同居父母優先（法第4条第4項）》</p> <p>離婚協議中の別居の場合などのように、父母のいずれか一方が児童と同居し、<u>父母が生計を同じくしていない場合は、児童と同居している方に支給する</u>（なお、単身赴任に伴い別居することとなった場合は、別居後も引き続き父母が生計を同じくしていると認められるので、児童と同居している者でなく、児童の生計を維持する程度の高い者を受給資格者とする。）。</p> <p>児童との同居は基本的には住民票で判断するが、例えDVで事実上配偶者と別居し、児童と一緒に居住している場合、当該事実が客観的に認め</p>

項目	処理方法
支給の始期、終期	<p>されれば（例：婦人保護施設や母子生活支援施設に児童とともにに入所している。）、住民票を異動していないくとも、同居扱いとする。</p> <p>以上の点を踏まえた、「夫婦共働き世帯における児童手当の認定について」は、後述の項目を参照のこと。</p> <p>児童手当等の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>具体的には次のとおり。</p> <p>1 支給の始期</p> <p>認定請求書受理日の属する月の翌月から支給を開始する。</p> <p>ただし、やむを得ない理由（災害・事故等）により認定請求ができなかった場合に、<u>やむを得ない理由が解消された後15日以内に請求をしたときは、やむを得ない理由により認定請求ができなくなった日の属する月の翌月から支給を開始する。</u></p> <p>また、月末に児童が出生した場合についても、通常、出生日の属する月に認定請求を行うことは困難と考えられるため、<u>出生の日の翌日から15日以内に認定請求を行えば出生日の属する月の翌月分から手当が支給される。</u></p> <p>例えば、10月30日に出生した場合、10月31日から数えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○15日以内（10月31日から11月14日の間）に認定請求 → 11月分から支給 ○16日以降（11月15日から11月末までの間）に認定請求 → 12月分（認定請求書受理日の翌月）から支給 <p>※15日目が休日に当たるときは、その翌日とする。</p> <p>※ 所得証明書や住民票等の添付資料の提出が遅れそうな場合は、<u>認定請求書を先に受理すること。</u></p> <p>※ 扶養手当等とは異なり、月の初日に出生した場合も認定請求書受理日の翌月からの支給となる。</p> <p>2 支給の終期</p> <p>(1) 職員が退職、死亡した場合又は支給要件児童が、その要件を欠いた場合は、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。</p> <p>※ 支給要件児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日までとなる。ただし、4月1日が15歳の誕生日である場合は、15歳に達する日は前日の3月31日となる。</p> <p>(2) 6月の現況届の提出により所得額が政令で定める額を上回った場合は、5月分まで児童手当を支給する。現況届の審査により受給区分に変更が生じた場合は、6月分から特例給付とする。</p> <p>3 支給額の改定</p> <p>児童手当の給付を受けている職員に、支給額を変更すべき事実が生じた</p>

項目	処理方法
支給日	<p>場合には、次のとおり支給額を改定する。</p> <p>(1) 増額の場合 額改定認定請求書受理日の属する月の翌月から支給額を改定する。 やむを得ない理由により額改定認定請求ができなかつた場合の取扱いについては、認定請求の場合と同様とする。</p> <p>(2) 減額の場合 額改定届を受理した日に関係なく、事実の生じた月の翌月から支給額を改定する。</p>
電算報告	<p>1 毎年2月、6月及び10月の3期にそれぞれの前月までの分を、各期月の給料支給日に支払う。</p> <p>2 前支払期月に支払うべきであった児童手当等又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当等は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。(随時払い)</p> <p>1 新たに認定を行う場合、支給が消滅する場合等、児童手当等に変更がある場合は、児童手当報告書により、電算報告を行う。(支給月にかかわらず、変更があった都度報告する。)</p> <p>2 各支給月の前月には児童手当照合リストが送付されてくる(該当校のみ)ので、各支給月の報告の際は、受給者台帳と照合のうえ、変更等があれば、修正の報告を行うこと。</p> <p>児童手当(特例給付)の支給月と電算報告の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月支給…2月分～5月分の手当を2月～6月に報告したもの (照合リストは5月入力分まで反映) ・ 10月支給…6月分～9月分の手当を6月～10月に報告したもの (照合リストは9月入力分まで反映) ・ 2月支給…10月分～1月分の手当を10月～2月に報告したもの (照合リストは1月入力分まで反映) <p>なお、支給月に対する該当月以前の遡及入力の場合は、電算報告した月に追給・戻入される。</p> <p>(例1) 支給月(平成29年6月)に対する該当月の報告</p> <p>(i) 開始 電算報告：平成29年5月 手当支給開始年月：平成29年4月 支給：平成29年6月に4月分～5月分を支給</p> <p>(ii) 消滅 電算報告：平成29年4月 支給事由消滅年月：平成29年3月</p>

項目	処理方法
	<p>支給：平成29年4月に2月分～3月分を支給（随時払い） (例2) 支給月（平成29年6月）に対する該当月以前の遡及入力 (i) 追給 電算報告：平成29年8月 手当支給開始年月：平成29年4月 追給：平成29年8月に4月分～5月分を追給 (6月～8月分は平成29年10月に支給) (ii) 戻入 電算報告：平成29年8月 支給事由消滅年月：平成29年3月 戻入：平成29年8月に4月分～5月分を戻入</p>
時効	<p>3 現況届や法改正等により電算報告上の区分が変わる場合は、実際の支給額に変更がない場合においても、電算報告を行うこと。</p> <p>〔電算報告上の区分〕</p> <p>児童手当：法第4条給付 特例給付：法附則第2条給付</p> <p>児童手当等の支給を受ける権利は、現況届を提出しないため支払が一時差し止められた6月分以降の児童手当に係る最初の支払期月（10月）における支払日の翌日から起算して2年間権利を行使しない場合には、時効によつて消滅する。（法第23条第1項）</p> <p>時効</p>

項目	処理方法		
認定請求等	認定請求等はその種類によって以下の書類を提出する。		
提出を必要とするとき	請求書及び届出書の種類	添付書類 ※ 申立書が必要な場合がある。	所属長が請求者等に對して行う通知
新たに受給資格が生じたとき 〔新たに要件を備えた者がある場合。 (第1子の出生、新たに児童を監護することになった・・・等) 在外教育施設等から帰国することになった場合も含む。〕	認定請求書	・受給資格者及び児童の属する世帯全員の住民票 ・受給資格者及び配偶者の前年の所得証明書（児童手当用）*1 (1月から5月までの月分の児童手当については前々年とする。) (共通)	認定通知書（第2号様式） 又は 認定請求却下通知書（第2号様式）
・海外に留学中の児童がいる場合		児童の留学先の学校の在学証明書（翻訳書を添付）、留学前の国内居住状況がわかる書類	
・受給資格者が未成年後見人の場合		児童の戸籍抄本	
・受給資格者が父母指定者の場合		父母の海外居住の状況がわかる書類（居住証明書など）及び父母指定者指定届受領証 *2	
・父母指定者で児童と別居している場合		上記のほか、児童の状況がわかる書類（学校の寮への入寮証明書など）	
・離婚協議中で配偶者と別居し、児童と同居している者が認定請求を行う場合		離婚協議中であることを証明する書類 *3	
毎年6月（全ての受給者）	現況届	認定請求書と同じ（住民票は6月時点のもの）	認定通知書（第2号様式） 又は 支給事由消滅通知書（第8号様式）
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書	児童の属する世帯全員の住民票	額改定通知書又は改定請求却下通知書（第4号様式）
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき	額改定届	なし	額改定通知書（第4号様式）
支給対象児童がいなくなるなど支給を受けるべき事由が消滅したとき 〔在外教育施設等に赴任することになった・・・等〕	受給事由消滅届	人事異動に伴う場合は、辞令の写し等事実を確認できる書類	支給事由消滅通知書（第8号様式）
受給者又は監護している児童の氏名、住所が変わったとき	氏名（住所）変更届	受給資格者又は住所を変更した児童の属する世帯全員の住民票	なし
受給資格者が死亡した場合で、その者に支払っていなかった児童手当があるとき	未支払請求書	なし	未支払支給決定通知書又は未支払請求却下通知書（第10号様式）

*「住民票」とは、住民基本台帳の記載事項を専用紙（紙媒体）に写したもので、市町村役場において申請者に交付される「住民票の写し」を指し、捺印等の記載が省略されていないものとする。

*1 申請者の配偶者が当該申請者の控除対象配偶者となっていない場合など、生計を維持する程度の高い者の判定上、配偶者の所得状況の確認が必要な場合は、配偶者についても所得証明書を添付する。

*2 児童の住所地の市町村へ父母指定者指定届を提出し、当該市町村から受領証を受け取る。

*3 異居協議申入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書の写し等

次の場合は、上記書類に加えてそれぞれ受給資格者が支給要件となる児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類（申立書）を添付しなければならない。申立書は請求者自身の申立書とし、公的機関等により証明された書類である必要はない。

ア 受給資格者が支給要件児童*と同居していない場合（別居監護申立書：様式例1）

* 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童を含む。

- ・ 単身赴任の場合は単身赴任手当認定簿の写しでも可
- ・ 海外に留学中の児童がいる場合は、海外留学に関する申立書（様式例2）を添付

イ 受給資格者が自分の子でない支給要件となる児童を認定申請する場合（様式例3）

- ・ 受給資格者が父母指定者で児童と別居している場合は、アの様式例1を添付
- ・ 受給資格者が未成年後見人で児童に父母がいる場合は、父母の状況（父母の氏名、住所など）についての申立書（様式例4）を添付

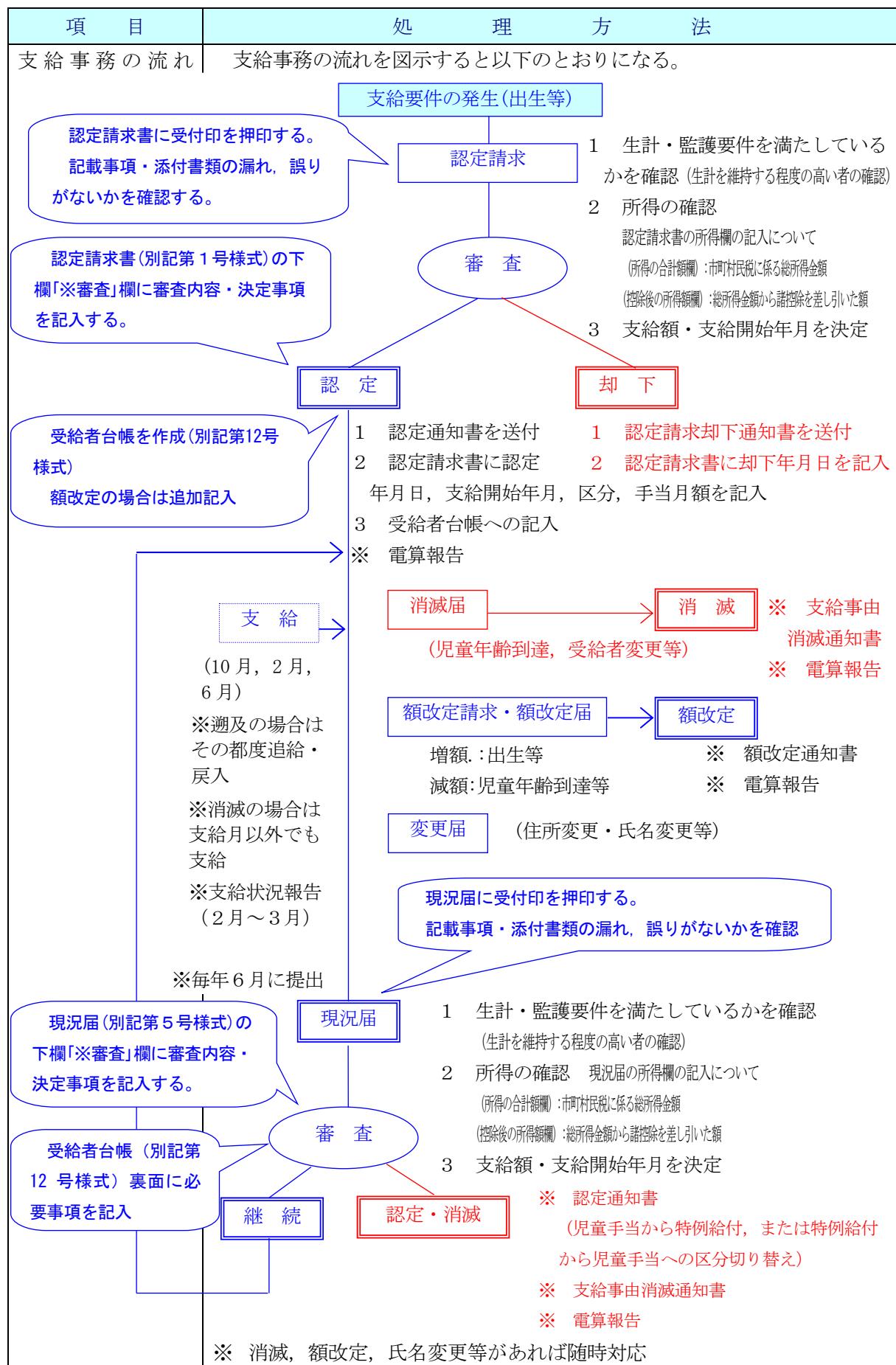
ウ 受給資格者が離婚協議中で配偶者と別居し、児童と同居している場合（配偶者と生計を同じくしていない場合：法第4条第4項）

- ・ 配偶者と別居していることや離婚協議中であることなどの申立書（様式例5）を添付

項目	処理方法
認定等	<p>1 所属長は、認定請求書を受理した場合は、生計・監護要件や所得要件等について、認定請求書の記載事項及び添付書類を審査し、受給資格がある者については、額を決定するとともに、認定通知書（別記第2号様式）により当該請求者に通知し、受給資格がない者については、認定請求却下通知書（別記第2号様式）により、当該請求者に通知しなければならない。</p> <p>2 増額改定の請求があった場合、同様に処理し、額改定通知書（別記第4号様式）あるいは改定請求却下通知書（別記第4号様式）により、当該請求者に通知しなければならない。</p> <p>減額改定の届出があった場合も、同様に処理し、額改定通知書により、当該届出者に通知しなければならない。</p> <p>また、消滅届があった場合も、同様に処理し、消滅通知書（別記第8号様式）により当該届出者に通知しなければならない。</p> <p>3 所属長は、職員からの届出等を受理したときは、速やかに受付印を押し、児童手当受付簿に記載して、決裁後は決裁月日、決裁番号、手当の支給開始若しくは改定又は廃止の時期を記載すること。</p>
現況届	<p>1 6月1日以降も受給予定であるすべての受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した現況届（別記第5号様式）を、前年の所得証明書等を添付して所属長に提出しなければならない。</p> <p>2 5月に新たに認定請求し、6月分からの支給として認定される受給者については、現況届の提出は不要とするが、認定請求書に前年の所得証明書を添付すること。（認定請求時に所得証明書を添付できない場合でも、認定請求書は受け付けることとし、後日所得証明書を提出させること。）</p> <p>3 受給者が現況届を正当な理由なく提出しない場合は、6月分以降の児童手当等の支払いを一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 審査した結果、引き続いて児童手当等を受給すべきものと認定したときは、受給者台帳の現況届欄に所要の事項を記入すること（認定通知書は不要ない。）。</p> <p>(2) 所得超過により6月分から児童手当と特例給付の区分切替え予定の受給者は、認定請求があったものとみなし、現況届をもって認定処理を行う（受給者台帳に所要の事項を記入し、認定通知書を作成する。）。</p> <p>「平成 年 月 日付けで請求がありました」の欄には現況届の提出日を記入する（児童手当法施行令第14条の認定請求があつたものとみなされる場合に該当するため）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年月日 6月から ・ 所得要件が児童手当から特例給付になった場合は、児童手当の支給事由消滅の旨を付記した特例給付認定通知書を送付する。逆の場合は、特例給付の支給事由消滅の旨を付記した児童手当認定通知書を送付すること。 <p>(3) 審査した結果、児童手当等の支給事由が全て消滅したものと確認したときは、受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、支給事由消滅</p>

項目	処理方法
氏名（住所）変更届	<p>通知書を作成する。</p> <p>受給者は、氏名（住所）を変更したとき又は支給要件児童のうちに氏名（住所）を変更した児童があるときは、14日以内に、氏名（住所）変更届（別記第6号様式）を所属長に提出しなければならない。</p>
受給事由消滅届	<p>1 受給者は、児童手当等の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに消滅届（別記第7号様式）を所属長に提出しなければならない。ただし、職権による消滅についてはこの限りでない。</p> <p>2 所属長は、前項に規定する消滅届を受理し、記載事項が事実に相違ないと認めたときは、消滅通知書（別記第8号様式）により当該届出者に通知しなければならない。</p>
未支払児童手当等	<p>1 児童手当等の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当等で、その死亡した者にまだ支払っていなかったものがあるときは、その死亡した者が監護していた支給要件児童であった者にその未支払いの児童手当等を支払うことができる。</p> <p>2 未支払いの児童手当等を受けようとする者は、未支払請求書（別記第9号様式）を所属長に提出しなければならない。</p> <p>3 所属長は、未支払請求書を受理した場合において、内容を審査し、支給すべきであると認めたときは、未支払決定通知書（別記第10号様式）により、また、支給すべきでないと認めたときは、未支払却下通知書（別記第10号様式）により、それぞれ当該請求者に通知しなければならない。</p>
支払の制限等	<p>1 所属長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>しかし、児童手当等の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、この命令に従わず、又当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>2 児童手当等の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、現況届等を提出しないときは、児童手当等の支払を一時差し止めることができる。児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、支払差止通知書（別記第11号様式）により受給者に通知しなければならない。</p>
支給状況の報告	所属長は、毎年通知により定める日までに、前年の3月からその年の2月までの間における児童手当等の認定及び支払状況を書類（様式は別に定める。）により、市町村教育委員会経由で教育事務所長に報告しなければならない。

項目	処理方法								
受給者台帳 職権による処理	<p>所属長は、受給者台帳（別記第12号様式）を備え付け、必要な事項を記録しておかなければならない。</p> <p>次のような場合については、受給者からの請求や届出がなくても、所属長は職権により処理することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給権の消滅 <p>受給者が次のいずれかに該当する場合、職権により当該受給者の児童手当等の支給を受けるべき事由の消滅の決定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国・他県・市町村等本県の給与が支給されない所属へ異動した場合 (2) 退職した場合 (3) 消滅届の提出がないが、現有公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認した場合（年齢到達） 2 額改定届の提出がない場合の減額 <p>額改定届の提出がない場合において、現有公簿等によって児童手当等の額を減額すべきものと確認したときは、職権によりその額を改定することができる。（例：第1子若しくは第2子が3歳以上小学校修了前に該当する場合等）</p> <p>※ 課税台帳等の現有公簿の確認は、各学校ではできないが、消滅等の処理に遗漏のないよう受給者台帳等により、各受給者の状況を把握しておくこと。</p> 3 児童手当と特例給付の切替 <p>各年の5月31日において、児童手当の支給を受けている者が、現況届により確認した結果、その翌日から特例給付の支給要件に該当するときは、特例給付の認定の請求があったものとみなし、当該各年の6月から特例給付を支給する。</p> <p>特例給付の支給を受けている者が、その翌日から児童手当の支給要件に該当するときも同様である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d9e1f2;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事由</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">通知等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">① 児童手当、特例給付の継続</td> <td style="padding: 5px;">通知書は不要</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 児童手当から特例給付への切替</td> <td style="padding: 5px;">「特例給付認定通知書」が必要</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 特例給付から児童手当への切替</td> <td style="padding: 5px;">「児童手当認定通知書」が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 職権で処理した場合の通知等 上記1～3の場合、受給者台帳に所要の事項を記入するとともに、所定の通知書を作成し、受給者に送付すること。</p>	事由	通知等	① 児童手当、特例給付の継続	通知書は不要	② 児童手当から特例給付への切替	「特例給付認定通知書」が必要	③ 特例給付から児童手当への切替	「児童手当認定通知書」が必要
事由	通知等								
① 児童手当、特例給付の継続	通知書は不要								
② 児童手当から特例給付への切替	「特例給付認定通知書」が必要								
③ 特例給付から児童手当への切替	「児童手当認定通知書」が必要								



項目	処理方法
4月1日付け異動者及び新規採用者等の留意事項(年度当初)	<p>4月1日付けの異動者等については、当該受給者の3月までの身分によって取扱いが異なるので留意すること。</p> <p>定められた期限内に手続がなされた場合の支給の取扱いは次のとおりとなる。</p> <p>《公務員→公務員》 3月分まで旧所属で、4月分から新所属で支給する。</p> <p>《公務員→被用者（注1）又は被用者等でない者（注2）》 3月分まで旧所属で、4月分から住所地のある市町村で支給する。</p> <p>《被用者又は被用者等でない者→公務員》 4月分まで住所地のある市町村で、5月分から新所属で支給する。</p> <p>※（注1）民間企業等のサラリーマン並びに共済組合の職員及び公務員の職員団体等の職員、国立大学附属学校等の職員 ※（注2）被用者又は公務員でない者</p> <p>具体的には、以下のとおり取り扱う。</p> <p>1 他の公務員からの転入教職員 (本県から給与の支給を受ける教職員以外の公務員から引き続き採用された教職員) 認定請求書に、前の任命（認定）権者の発行した児童手当受給事由消滅通知書、市町村長の発行した所得証明書及び住民票を添付して<u>15日（注3）</u>以内に所属長に提出すること。 ※（注3）15日を経過して受理した場合は、請求した日の属する翌月から支給開始となる。</p> <p>2 職員団体専従から復帰する者 (1) 住所を変更する者 ア 4月1日以前に住所を変更した場合 4月分は新住所の市町村からの支給となるので、5月分から学校で支給する。 ただし、4月分は<u>転出予定年月日（注4）</u>から15日以内に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。 また、5月分から学校で支給できるのは、4月中に所属長が関係書類を受理した場合に限る。 イ 4月2日以降に住所を変更した場合 4月分は旧住所の市町村からの支給となるので、5月分から学校で支給すること。 ただし、5月分から学校で支給できるのは、4月中に所属長が関係書類を受理した場合に限る。 ※（注4）一般的には転出年月日の翌日が転入年月日となるが、児童手当法第8条第3項に規定する「住所を変更した日」とは住民基本台</p>

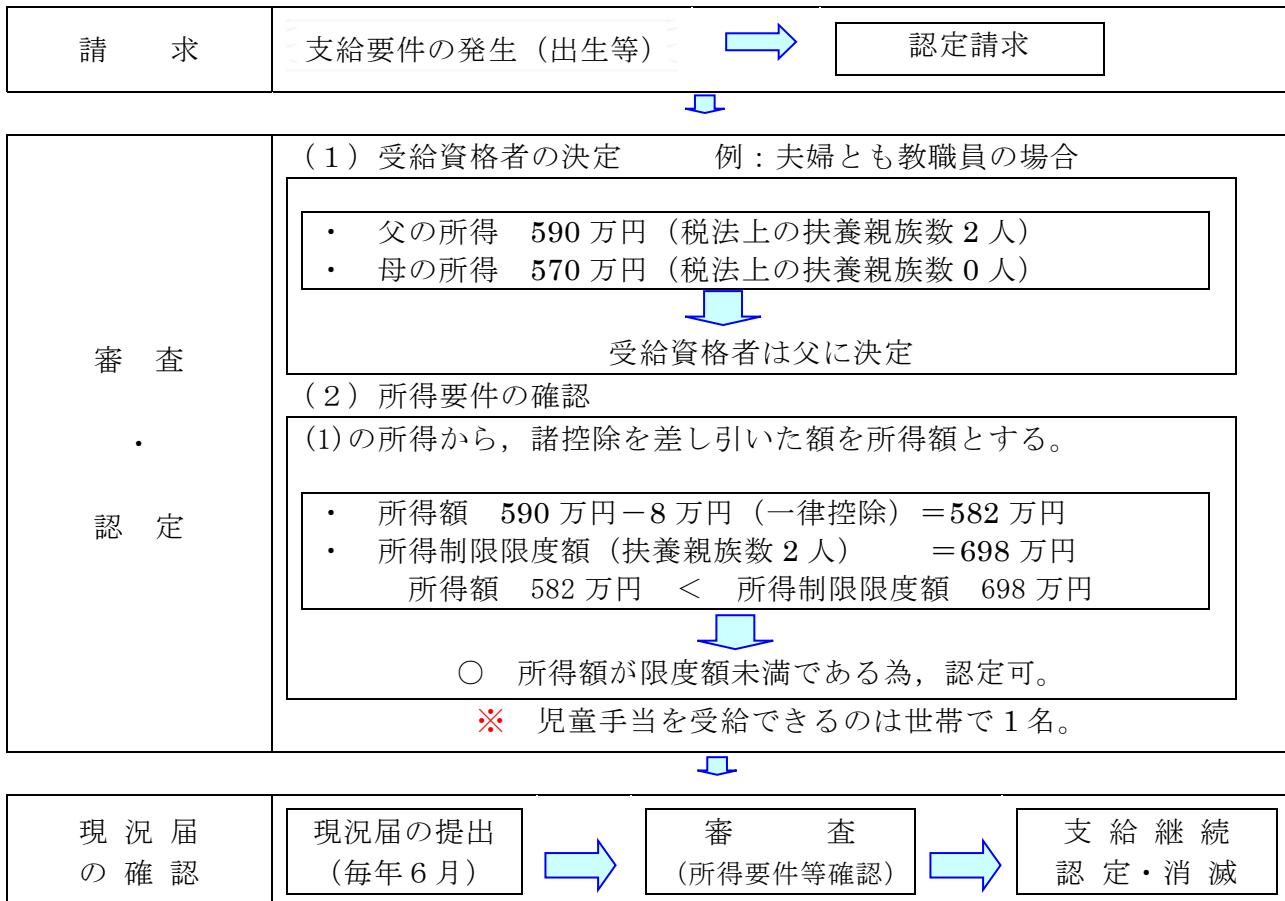
項目	処理方法
	<p>帳法上の転出の予定年月日になる。</p> <p>(2) 住所を変更しない者 4月分は4月1日に住民基本台帳のある市町村からの支給となるので、5月分から学校で支給する。 ただし、5月分から学校で支給できるのは、4月中に所属長が関係書類を受理した場合に限る。</p> <p>3 4月1日付けで職員団体専従になった者 (1) 住所を変更する者 ア 4月1日以前に住所を変更した場合 4月以降の分は、新住所の市町村からの支給となる。 ただし、転出予定年月日から15日以内に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。 イ 4月2日以降4月末日までに住所を変更した場合 4月分は旧住所の市町村、5月分から新住所の市町村からの支給となる。 ただし、4月分は、4月1日から15日以内に旧住所の市町村に手続きを行った場合、5月分は4月中に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。 (2) 住所を変更しない者 4月1日に住民基本台帳のある市町村から支給される。 ただし、4月1日から15日以内に住所地のある市町村に手続きした場合に限る。</p> <p>4 新規採用者 上記1における「前の任命（認定）権者」を「児童手当の支給を受けていた市町村長」と読み替えて、上記2の職員団体専従から復帰する者の例に準じて処理する。</p> <p>5 3月31日付け退職者 4月分以降は、上記3の4月1日付けで職員団体専従になった者の例に準じる。</p> <p>6 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（公益法人等派遣法）による派遣職員等 (1) 公益法人等派遣法による派遣職員は、身分は公務員であるが、共済の長期給付に係る費用は派遣先団体が負担することから、児童手当法上は被用者扱いとなる。 ア 公務員から公益法人等に派遣される場合 辞令が出た日が支給要件の消滅日となるため、4月1日付けの辞令の場合は4月1日が消滅日となり、4月分までは旧所属から、4月中に居住地の市町村に申請手続を行えば、5月分からは居住地の市町村からの支給となる。</p>

項目	処理方法
	<p>なお、辞令が3月31日付けの場合は、3月までは旧所属、15日以内に居住地の市町村に申請手続を行えば、4月からは居住地の市町村からの支給となる。</p> <p>イ 公益法人等に派遣されていた職員が公務員に戻る場合 4月1日付けの辞令の場合、4月分までは居住地の市町村から支給され、4月中に所属へ申請手続を行えば、5月分からは所属からの支給となる。</p> <p>なお、公益法人等派遣法第8条において、派遣職員に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、派遣先団体を拠出金納付団体とみなすと規定されている。</p> <p>(2) 退職派遣者は、身分は民間人となるため、通常の民間企業派遣と同様、児童手当法上は被用者扱いとなる。</p> <p>ア 公務員を退職して公益法人へ派遣される場合 公務員を退職する日が支給要件の消滅日となるため、3月31日付け退職、4月1日付け派遣の場合は、3月分まで旧所属から支給され、15日以内に居住地の市町村に申請手続を行えば、4月分からは、居住地の市町村からの支給となる。</p> <p>なお、4月1日付けで公務員を退職する場合は、4月分までは旧所属から支給され、15日以内に居住地の市町村に申請手続を行えば、5月分から居住地の市町村から支給となる。</p> <p>イ 公益法人に派遣されていた職員が公務員に復職する場合 公益法人を退職した次の日が支給要件の消滅日となるため、公益法人を3月31日付け退職、公務員には4月1日復職の場合、4月分までは居住地の市町村から支給され、4月中に所属へ申請手続を行えば5月分からは所属からの支給となる。</p> <p>7 在外教育施設（日本人学校）派遣者</p> <p>(1) 4月に委嘱辞令の交付を受けて赴任する場合は、4月1日を支給要件消滅日として、4月分まで支給する。 (一般的には、海外転出届をした日が支給要件消滅日となり、その日の属する月の分まで支給するため、転出予定日を4月1日とすることが望ましい。)</p> <p>(2) 在外教育施設（日本人学校）から戻った場合は、転入日以降、認定請求のあった日の翌月分から支給する。</p>
受給者台帳等の取扱い、保存期間	<p>異動者の台帳等については、新所属長へ送付する。保存期間については下記のとおり。</p> <p>(1) 受給者台帳、認定請求書 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年</p> <p>(2) 現況届、未支払請求書、額改定認定請求書</p>

項目	処理方法
その他の留意事項	<p>提出のあった日の属する年度の翌年度から2年 (3) 上記以外の届書等 提出のあった日の属する年度の翌年度から1年</p> <p>1 再任用職員（短時間勤務）及び臨時の任用職員は、住所地の市町村役場で本人が手続きを行うよう周知すること。</p> <p>2 退職後に再任用される職員（フルタイム勤務）は電算上引き継がれない（手当情報がクリアされる）ため、再度認定が必要。2月～3月分については4月給与で随時払いられる。</p> <p>3 退職後ブランクのある再任用職員（フルタイム勤務）は新規認定の手続きを行う。</p> <p>4 市町村で児童手当の支給を受けていた者が、所属から支給されることとなる場合（新規採用者、職員団体専従からの復帰者など）については、受給者本人が事前に当該市町村に受給事由消滅の届出を行うこと。</p> <p>5 児童手当の支給を受けている職員で、所得税法に係る更生又は決定により、所得の額が所得制限限度額以上となったときは、特例給付への切り替えを行うこととなるので、十分留意すること。</p> <p>6 職員が退職した場合など支給すべき事由が消滅した場合は、支払期月（2月・6月・10月）でない月であっても支給すること（随時払い）ができるので、支給事由の消滅した月の翌月に電算報告を行うよう留意すること。</p>

○ 夫婦共働き世帯における児童手当の認定について

認定等の流れ



(注意事項)

1 審査及び認定

(1) 受給資格者の決定

- ① 両者の所得を市町村長の発行する所得証明書等により確認し、原則として所得の高い方を受給資格者とする。
- ② 両者の所得にほとんど差がない場合は、住民票、健康保険、所得税等の扶養控除の取扱い等、諸条件を勘案し、総合的に判断する。
- ③ 少なくとも夫婦の一方が所得制限限度額以上の場合は、当該者をもって受給資格者と判断すること。

(2) 所得要件の確認

- ① 所得要件の確認は(1)で決定した受給資格者のみについて行う。
 - ② 所得制限限度額は扶養親族数に応じて定められている。
 - ③ 例えば、父が受給資格者に決定され、支給要件児童全員が所得税法上母の扶養親族となっている場合、父の所得額は扶養親族0人の区分で限度額を確認する。
- ※ 出生等により支給対象児童が増え、額改定請求が提出された場合は所得の確認は要しない（認定済みの現況に基づき支給額を増額するだけの認定。）。

2 現況届の確認

- (1) 両者の所得は基本的には所得証明書により確認するが、所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯、配偶者が請求者よりも所得が低いことが明らかな世帯（配偶者が税法上の控除対象配偶者となっている場合や健康保険の被扶養者となっている場合など）については、事情聴取や年末調整時の給与支払証明書等による確認でも可とする。

- (2) 受給者の育休等により、配偶者の所得が受給者よりも高くなった場合でも、その事由が一時的なものであると見込まれる場合は、必ずしも受給者を変更する必要はない。
ただし、受給者が家計の主宰者と認められなくなった場合（受給者の育休等が長期にわたり、所得が0円となったとき等）は、原則として受給者を変更すること。

3 現況届で受給者よりもその配偶者の前年所得が相当程度高いことなどにより、配偶者が受給資格者に該当するものと判断した場合

- (1) 現況届の審査により、受給資格を有しないと認められる受給者については、支給事由消滅処分（5月31日をもって支給事由消滅）を行うとともに、当該受給者に対して支給事由消滅通知を行う。
- (2) その際、新たに受給資格者となるべき者（配偶者等）については、5月中に請求を行わなくとも、従前の受給者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から手当を支給する取扱いとする。
- (3) 受給者に対して現況届の提出を案内する際は、児童と生計を同じくする父母等のうち、前年所得の最多者が変わっている場合は、受給資格者が変更となる場合があり、その際は新たな受給資格者が申請を行う必要がある旨を周知すること。

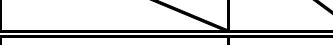
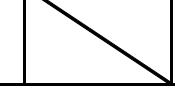
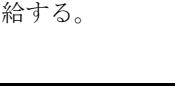
児童手当・特例給付認定等に係る事務処理

必要な事務処理

事務処理発生の要件	請求書及び届の種類	添付書類	職権による認定	通知	電算報告
新たに要件を備えた者がある場合（第1子出生等）	認定請求書	受給資格者及び児童の属する世帯全員の住民票の写し 受給資格者及び配偶者の前年の所得証明書	—	○	○
支給対象となる児童が増えた場合（第2子出生等）	額改定認定請求書	受給資格者及び児童の属する世帯全員の住民票の写し	—	○	○
第1子または第2子の子が3歳を迎えた場合	—	—	○	○	○
第3子以降の子が3歳を迎えた場合	—	—	—	—	○
第1子または第2子の子が12歳に達した日以後の最初の年度末を迎えた場合	—	—	—	—	○
第3子以降の子が12歳に達した日以後の最初の年度末を迎えた場合	—	—	○	○	○
子が15歳に達した日以後の最初の年度末を迎えた場合（子が1人の場合）	—	—	○	○	○
子が15歳に達した日以後の最初の年度末を迎えた場合（子が2人以上いる場合）	—	—	○	○	○
子が18歳に達した日以後の最初の年度末を迎えた場合	—	—	○	○	○
支給を受けるべき事由が消滅した場合（対象児童がいなくなる等）	受給事由消滅届	人事異動に伴う場合は、辞令の写し等事実を確認出来る書類	—	○	○
退職者	—	—	○	○	○
国・他県・市町村への異動 (本県の給与が支給されない所属への異動)	—	—	○	○	○
現況届（毎年6月すべての受給者）	現況届	受給資格者及び児童の属する世帯全員の住民票の写し 受給資格者及び配偶者の前年の所得証明書	—	—	—
現況届の結果区分切り替えが必要となる場合	—	—	現況届をもって認定	○	○

※1月から5月は、前々年の所得が定められた所得制限額未満の場合支給
6月から12月は、前年の所得が定められた所得制限額未満の場合支給
いずれも所得制限額以上であれば特例給付となる。

異動者及び新規採用者等の児童手当の取扱い

区分		支給開始月	認定権者	備考	
臨時的任用職員			市町村	市町村からの支給	
他の公務員から転入職員	国、市町村職員→県職員	3月分	給与を負担する所属庁等		
		4月分	県	認定請求書に前任命（認定）権者の発行した児童手当受給事由消滅通知書、所得証明書及び住民票を添付して15日以内に所属長に提出	
国立大学法人附属学校からの転入職員	住所を変更する者（4/1以前）	4月分	市町村	新住所の市町村からの支給（ただし、転出予定年月日から15日以内に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。）	
		5月分	県	4月中に認定権者が関係書類を受理した場合に限る。	
新規採用者	住所を変更する者（4/2以降4月末日まで）	4月分	市町村	旧住所の市町村からの支給	
		5月分	県	4月中に認定権者が関係書類を受理した場合に限る。	
職員団体専従から復帰する者（4/1付け）	住所を変更しない者	4月分	市町村	4月1日に住民基本台帳のある市町村からの支給	
		5月分	県	4月中に認定権者が関係書類を受理した場合に限る。	
在外日本人学校から戻った職員			県	転入日以降、認定請求のあった日の翌月分から支給	
国立大学法人附属学校への転出職員	住所を変更する者（4/1以前）	3月分	県		
		4月分	市町村	新住所の市町村からの支給（ただし、転出予定年月日から15日以内に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。）	
退職者（3/31付け）	住所を変更する者（4/2以降4月末日まで）	3月分	県		
		4月分	市町村	旧住所の市町村からの支給（ただし、4月1日から15日以内に旧住所の市町村に手続きを行った場合に限る。）	
職員団体専従になつた者（4/1付け）	住所を変更しない者	5月分	市町村	新住所の市町村からの支給（ただし、4月中に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。）	
		3月分	県		
在外日本人学校への派遣者		4月分	市町村	4月1日に住民基本台帳のある市町村からの支給（ただし、4月1日から15日以内に住所地のある市町村に手続きを行った場合に限る。）	
		5月分			
		4月分	県	4月に委嘱辞令の交付を受けて赴任する場合は、4月1日を支給要件消滅日として、4月分まで県が支給する。	
		5月分			

別記第1号様式(第4案)關係

例入記

(三)

別記第2号様式（第5条関係）

記入例

始良 太郎

殿

第 1 号
平成 ○○ 年 5 月 13 日北薩小学校長
鹿児島一郎印
印児童手当
特例給付認 定
認定請求却下

通知書

平成 ○○ 年 5 月 10 日付で請求がありました 児童手当 特例給付 については、

次の とおり認定 しましたので通知します。
理由で請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求することができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項		
1. 支給対象児童数	(3歳未満)	1人
	(3歳以上小学校修了前)	人
	(中学生)	人
	計	1人
2. 区分	児童手当	
	特例給付	
3. 手当月額	(3歳未満)	15,000円
	(3歳以上小学校修了前)	円
	(中学生)	円
	計	15,000円
4. 支給開始年月	平成 ○○ 年 6 月から	
5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()	
認定請求却下に関する事項		
却下した理由	()	
備考		

別記第3号様式（第6条関係）

(表面)

記入例		児童手当・特例給付		額改定認定請求書		額改定届				
北薩小学校長 殿										
受 給 者 氏名 所属	あいら たろう 始良 太郎		印 自	住所	〒000-0000 鹿児島市〇〇町2-2		提出年月日 平成〇〇・〇〇・〇〇		※受付確認欄 平成〇〇.5.12 受付	
	北薩小学校	職員番号 456789			性別 男・女	明 太郎 昭和 平成 〇・ 3・ 3	生年 月日			
増額又は減額の別				増額・減額						
増額又は減額の原因となる児童										
氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に〇印		
始良 二郎	子	平成〇〇・〇〇・〇〇	同・別	平成 年月	受給者と同じ	有・無	同一 維持	未成年後見人 父母指定者 同居父母		
		平成				有・無	同一 維持	未成年後見人 父母指定者 同居父母		
		平成					同一	主婦を除く		
児童手当等の額の増額又は減額の原因となる支給要件児童についてのみ記入すること。			①「同一」は児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに〇で囲む。 ②「維持」は児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに〇で囲む。					ここにある同居父母は、法第4条第4項に規定してある離婚協議中の別居の場合などのように父母が生計を同じくしていない場合で、児童手当の支給を受ける児童と同居している父母のことである。単身赴任等で児童と別居しているが生計を同じくしている場合は、該当しない。		
増額した理由			ア出生 イその他()							
減額した理由	ア死亡した イ監護しなくなった ウ生計を同じくしなくなった エ生計を維持しなくなった オ日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ未成年後見人でなくなった					キ父母指定者でなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) ク里親等への委託又は児童福祉施設等への入所 ケ児童と同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) コその他()				
事由の発生した年月日				平成〇〇・〇〇・〇〇						
備 考	減額の場合 「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを〇で囲む。 「コ」を〇で囲んだ場合には、その理由を具体的に記入すること。			※認定・改定・却下	※認定・改定・却下年月日 平成〇〇・〇〇・〇〇		※認定・改定年月 平成〇〇・〇〇		※手当月額 3歳未満分 15,000円 3歳以上小学校修了前分 10,000円 中学生分 計 25,000円	
<p>◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。</p> <p>◎ ※印の欄は、記入しないでください。</p> <p>◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。</p> <p>◎ 記名押印に代えて、署名することができます。</p>										
<p>届出における添付書類（増額の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者及びその児童の属する世帯全員の住民票 ※必要に応じて、申立書等が必要になる場合がある。 										

別記第4号様式（第7条関係）

記入例

始良 太郎 殿

第 2 号
平成 ○○ 年 5 月 13 日北薩小学校長
鹿児島一郎

職印

児童手当

特例給付

額改定

額改定請求却下

通知書

児童手当
特例給付の額の改定については 請求、届出
職 権 により、次のとおり改定
却下

しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求することができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額改定に関する事項		
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満)	1 人
	(3歳以上小学校修了前)	1 人
	(中学生)	人
	計	2 人
2. 区分	児童手当	
	特例給付	
3. 改定後の手当月額	(3歳未満)	15,000 円
	(3歳以上小学校修了前)	10,000 円
	(中学生)	円
	計	25,000 円
4. 改定年月	平成 ○○ 年 6 月から	
5. 改定（増・減額）の理由	(第〇子出生のため)	
額改定請求却下に関する事項		
却下した理由 ()		
備考		

別記第5号様式（第9条関係）

例入記

意の注書きにあたつては、著者が記入した裏面の注書きを提出します。

(表而)

別記第2号様式（第5条関係）

記入例：現況届の審査により児童手当受給者が所得制限限度額を超えたため特例給付に切替

始良 太郎 殿

第 3 号
平成 ○○ 年 6 月 30 日北薩小学校長
鹿児島一郎職印
印児童手当
特例給付認 定
認定請求却下

通知書

平成 ○○ 年 6 月 15 日付で請求がありました 児童手当 について、
特例給付

次の とおり認定 しましたので通知します。
理由で請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求することができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項		
1. 支給対象児童数	(3歳未満)	人
	(3歳以上小学校修了前)	人
	(中学生)	2 人
	計	2 人
2. 区分	児童手当	
	特例給付	
3. 手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上小学校修了前)	円
	(中学生)	10,000 円
	計	10,000 円
4. 支給開始年月	平成 ○○ 年 6 月から	
5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 (加治木二郎(中学校を修了しているため))		
認定請求却下に関する事項		
却下した理由 ()		
備考	所得制限限度額超過による児童手当から特例給付への切替	

別記第6号様式（第10条、第11条関係）

※ 朱書きは届出者が記入します。

記入にあたっては、裏面の注意事項を参照のこと。

14日以内に提出
(支給要領第10・11条)

記入例

児童手当・特例給付

氏名
住所

等変更届

北薩小学校長 殿

提出年月日	※受付確認年月日
平成〇〇・〇〇・〇〇	平成〇〇・〇〇・〇〇

受給者	変更前	氏名	北薩 花子		受付
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 南さつま市〇〇町3-2		
児童	変更後	氏名	北薩 花子		
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 鹿児島市〇〇町5-5		
変更年月日		平成〇〇・〇〇・〇〇		電話〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇	
受給者	変更前	氏名	北薩 夢子		
		住所	〒 - 受給者に同じ		
児童	変更後	氏名	北薩 夢子		
		住所	〒 - 受給者に同じ		
変更年月日		平成〇〇・〇〇・〇〇		電話()	
児童	変更前	氏名			
		住所	〒 -		
児童	変更後	氏名			
		住所	〒 -		
変更年月日		平成 - -		電話()	
備考	人事異動による転居のため	氏名			
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 鹿児島市〇〇町5-5		
受給者	氏名	電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		所属 (印)北薩	
		北薩 花子			
変更年月日		平成 - -		職員番号 567890	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

届出における添付書類

- 「受給者が住所変更したとき又は、支給要件児童のうち住所を変更した児童がいる場合」
- ・ 受給者又は当該児童の属する世帯全員の住民票

別記第7号様式（第12条関係）

記入例

※ 朱書きは届出者が記入します。

記入にあたっては、裏面の注意事項を参照のこと。

北薩小

○○. 12. 10

受付

児童手当・特例給付 受給事由消滅届

北薩小学校長 殿

提出年月日	※受付確認年月日
平成 ○○・12・5	平成 ○○・○○・○○

受 給 者 者	(ふりがな) 氏名	いぶすき はなこ 指宿 花子	指印 印	生年月日	明治 大正 昭和 平成 ○・11・20
	住 所	〒 ○○○ - ○○○○ 鹿児島市○○町2-2		電話	○○○(○○○)○○○○
	所 属	北薩小学校	職員番号	4 5 6 7 8 9	

1. 受給者が日本国内に住所を有しなくなった
2. 受給者が児童と別居することとなった（単身赴任の場合を除く）
3. 未成年後見人でなくなった
4. 父母指定者でなくなった（児童の生計を維持する父母等の帰国）
5. 児童について、次の事実が生じた

- ① 死亡した
 - ② 監護しなくなった
 - ③ 生計を同じくしなくなった
 - ④ 生計を維持しなくなった
 - ⑤ 日本国内に住所を有しなくなった（留学を理由とするものを除く）
 - ⑥ 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所
 - ⑦ その他 ()
6. その他 ()

消滅した受給事由

該当する
ものを○
で囲んで
ください

5の場合における児童の氏名	指宿 一郎
消滅事由の発生した年月日	平成 ○○・11・30
備考	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではつきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

別記第8号様式（第12条関係）

記入例

第3号
平成〇〇年12月15日

指宿花子 殿

北薩小学校長
鹿児島一郎児童手当
特例給付

支給事由消滅通知書

次のとおり

児童手当
特例給付

の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 平成〇〇年11月30日

2. 消滅の理由 児童と生計を同じくしなくなつたため。

別記第8号様式（第12条関係）

記入例：現況届の審査による受給者の資格消滅

第 3 号
平成 ○○ 年 7 月 20 日

指宿 花子 殿

北薩小学校長
鹿児島一郎

児童手当

特例給付

支給事由消滅通知書

次のとおり

児童手当

特例給付

の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日

平成 ○○ 年 5 月 31 日

2. 消滅の理由

家計の主宰者たる地位を夫に変更したことによる。

※ 新たに受給資格者となるべき者については、従前の受給者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から手当が支給される。

別記第9号様式（第14条関係）

記入例

※ 朱書きは届出者が記入します。
記入にあたっては、裏面の注意事項を参照のこと。

北薩小

〇〇. 8. 10

未支払 児童手当・特例給付 請求書				提出年月日	※受付確認年月日
北薩小学校長 殿				具体的な事例が発生した場合、教育事務所と確認・協議する。	
受た 給者 資格 死が亡 あ者 あつ	(ふりがな) 氏名	いぶすき たろう 指宿 太郎	死亡した 年月日	平成 〇〇 · 7 · 23	
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 鹿児島市〇〇町2-2 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			
	所属	北薩小学校	職員番号	456789	
養育していた児童	氏 名		住 所		
	指宿 一郎 (14歳)		〒一 請求者に同じ		
	指宿 春子 (10歳)		〒一 請求者に同じ		
	指宿 夏子 (6歳)		〒一 請求者に同じ		
	児童手当等の受給資格があった者(死亡者)が養育をしていた児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の全てについて記入する。		〒一		
			〒一 受給資格者が〇〇. 7. 23に死亡しているので、7月分までの請求となる。		
請求内容	請求期間	平成 〇〇 : 6 月分から 平成 〇〇 : 7 月分まで	請求金額	70,000 円	
支払希望金融機関	名称	〇〇銀行〇〇支店	口座番号	123456	
備考					
請求者	(ふりがな) 氏名	いぶすき いちろう 指宿 一郎	死亡した受給者が監護していた支給要件児童の代表者		指宿印
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 鹿児島市〇〇町2-2			
※支給決定年月日	平成 〇〇 · 〇 · 〇		※請求却下年月日	平成 · ·	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

別記第10号様式（第14条関係）

記入例

第 4 号

平成 ○○ 年 8 月 20 日

指宿 一郎 殿

北薩小学校長

鹿児島一郎

印

職印

未支払

児童手当
特例給付支給決定
請求却下

通知書

平成 ○○ 年 8 月 7 日付で請求のありました未支払

児童手当
特例給付については、次のとおり 支給することに決定 しましたので通知します。
請 求 を 却 下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	平成 ○○ 年 6 月分から 平成 ○○ 年 7 月分まで
	支払金額	70,000 円
	支払年月日	平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
	支払方法	口座振込による
	却下の理由	

別記第11号様式（第17条関係）

記入例

第 5 号

平成 ○○ 年 9 月 3 日

○○ ○○ 殿

北薩小学校長

鹿児島一郎

印 職
印

児童手当

支払差止通知書

特例給付

児童手当

次のとおり の支払を差し止めましたので通知します。

特例給付

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	○○○○○	
	支払差止額	60,000	円
	支払差止期間	平成 ○○ 年 6 月分から	平成 ○○ 年 7 月分まで

別記第12号様式（第19条関係）

児童手当・特例給付受給者台帳 (表面)												
受給者	氏名(職員番号) 北薩 太郎 (456789)			性別 男	生年月日 昭和〇〇年11月20日	配偶者の有無 ○・無	配偶者の氏名 北薩 花子	ほりがな ほくさつ はなこ	ほりがな ほくさつ はなこ	配偶者の職業 ア・被用者 イ・公務員 ウ・被用者等でない者	配偶者の職業 ア・被用者 イ・公務員 ウ・被用者等でない者	
	所属	北薩小学校			OO小学校	(平成〇〇・〇〇・〇〇 異動)	OO市〇〇町3-4 〒〇〇〇-〇〇〇〇	(平成〇〇・〇〇・〇〇 異動)	(平成〇〇・〇〇・〇〇 変更)	(平成〇〇・〇〇・〇〇 変更)	変更	
児童	氏名 北薩 三郎 子 平成11・2・9			統柄 同居・別居の別 ○・同	生年月日 昭和〇〇年1月20日	同居・別居 海外留学をしている 海外留学の出国年月 昭和〇〇年1月20日	住所 受給者に同じ 平成年月 平成年月	監護の有無 ○・無 ○・同	生計関係 維持 維持	児童との関係 ・未成年見人 ・全母指定者 ・同居父母	児童手当・特例給付該当年月日 3歳未満 小学校修了前	非該当年月日 3歳以上 小学校修了後 中学校修了前
	氏名 北薩 秋子 子 平成19・5・2			統柄 同・別 ○・同	生年月日 昭和〇〇年1月20日	同居・別居 海外留学をしている 海外留学の出国年月 昭和〇〇年1月20日	住所 受給者に同じ 平成年月 平成年月	監護の有無 ○・無 ○・同	生計関係 維持 維持	児童との関係 ・未成年見人 ・全母指定者 ・同居父母	児童手当・特例給付該当年月日 3歳未満 小学校修了前	非該当年月日 3歳以上 小学校修了後 中学校修了前
	氏名 北薩 四郎 子 平成30・8・27			統柄 同・別 ○・同	生年月日 昭和〇〇年1月20日	同居・別居 海外留学をしている 海外留学の出国年月 昭和〇〇年1月20日	住所 受給者に同じ 平成年月 平成年月	監護の有無 ○・無 ○・同	生計関係 維持 維持	児童との関係 ・未成年見人 ・全母指定者 ・同居父母	児童手当・特例給付該当年月日 3歳未満 小学校修了前	非該当年月日 3歳以上 小学校修了後 中学校修了前
	氏名 北薩 一郎 子 平成14・2・9			統柄 同・別 ○・同	生年月日 昭和〇〇年1月20日	同居・別居 海外留学をしている 海外留学の出国年月 昭和〇〇年1月20日	住所 受給者に同じ 平成年月 平成年月	監護の有無 ○・無 ○・同	生計関係 維持 維持	児童との関係 ・未成年見人 ・全母指定者 ・同居父母	児童手当・特例給付該当年月日 3歳未満 小学校修了前	非該当年月日 3歳以上 小学校修了後 中学校修了前
	氏名 北薩 二郎 子 平成11・2・9			統柄 同・別 ○・同	生年月日 昭和〇〇年1月20日	同居・別居 海外留学をしている 海外留学の出国年月 昭和〇〇年1月20日	住所 受給者に同じ 平成年月 平成年月	監護の有無 ○・無 ○・同	生計関係 維持 維持	児童との関係 ・未成年見人 ・全母指定者 ・同居父母	児童手当・特例給付該当年月日 3歳未満 小学校修了前	非該当年月日 3歳以上 小学校修了後 中学校修了前
備考	支給事由 消滅年月日・消滅事由 (消滅事由) 平成			扶養親族等及び児童の数 3人	認定(改定)年月日 (0人)	支給開始年月 平成24・4・00	手当月額 20,000円(3末) 10,000円(3未)					
	現況届において受給者要件が消滅した場合は、5/31が消滅日となる。 児童の年齢到達や受給者変更、所得超過など。	所得の状況 平成〇〇年分所得額 4,435,823円	平成26・3・00 平成30・9・00	手当月額 10,000円(3未) 25,000円(3末)								
	区分 児童手当 特例給付	平成 平成	手当月額 15,000円(3未) 10,000円(3未)									
			認定(改定)年月日欄は、決裁日 支給開始年月欄は、支給開始年月									

(裏面)

児童手当受給者台帳該当年齢早見表

生年月日	児童手当・特例給付該当年月日			非該当年月日
	3歳未満	3歳以上小学校修了前	小学校修了後中学校修了前	
H7.4.2～H8.4.1 生				H23.3.31
H8.4.2～H9.4.1 生				H24.3.31
H9.4.2～H10.4.1 生				H25.3.31
H10.4.2～H11.4.1 生				H26.3.31
H11.4.2～H12.4.1 生			H24.4.1 ※1	H27.3.31
H12.4.2～H13.4.1 生			H25.4.1	H28.3.31
H13.4.2～H14.4.1 生			H26.4.1	H29.3.31
H14.4.2～H15.4.1 生			H27.4.1	H30.3.31
H15.4.2～H16.4.1 生			H28.4.1	H31.3.31
H16.4.2～H17.4.1 生			H29.4.1	H32.3.31
H17.4.2～H18.4.1 生			H30.4.1	H33.3.31
H18.4.2～H19.4.1 生			H31.4.1	H34.3.31
H19.4.2～H20.4.1 生			H32.4.1	H35.3.31
H20.4.2～H21.4.1 生			H33.4.1	H36.3.31
H21.4.2～H22.4.1 生			H34.4.1	H37.3.31
H22.4.2～H23.4.1 生		H24.4.1 ※1	H35.4.1	H38.3.31
H23.4.2～H24.4.1 生			H36.4.1	H39.3.31
H24.4.2～H25.4.1 生			H37.4.1	H40.3.31
H25.4.2～H26.4.1 生			H38.4.1	H41.3.31
H26.4.2～H27.4.1 生			H39.4.1	H42.3.31
H27.4.2～H28.4.1 生			H40.4.1	H43.3.31
H28.4.2～H29.4.1 生		請求書等の 受理年月日	H41.4.1	H44.3.31
H29.4.2～H30.4.1 生			H42.4.1	H45.3.31
H30.4.2～H31.4.1 生			H43.4.1	H46.3.31
H31.4.2～H32.4.1 生			H44.4.1	H47.3.31

※1 子ども手当からの受給者で平成24年4月1日に認定があつたとみなされる者は、平成24年4月1日現在に該当する区分に「H24.4.1」を記入し、該当する以前の区分には斜線(＼)を引く。

(例) 平成25年度に児童が小学校4年生の場合の受給者台帳記入例

生年月日	児童手当・特例給付該当年月日			非該当年月日
	3歳未満	3歳以上小学校修了前	小学校修了後中学校修了前	
H15.4.2～H16.4.1 生		H24.4.1	H28.4.1	H31.3.31

児童手当・特例給付支給状況報告（地方公務員分）

第1表 受給者の状況
(1) 児童手当

		前年2月末現在		本年2月末現在		(単位：人)	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
受給者数		6		6	※(3)～(7)について、複数の区分に該当する受給者がいた場合は、該当する区分を記入する。		(7)
支給対象児童数	0歳から3歳未満	2		2	※(1)～(7)について、3歳以上小学校修了前の児童については、第3子以降の児童数も、うち数として記入する。		
	3歳以上小学校修了前	6					
	うち第3子以降	2					
	小学校修了後中学校修了前	4					
	計	12					
(2) 特例給付					※(3)～(7)について、複数の区分ごとの児童数を記入する。 本年2月末現在の受給者数及び各年齢区分ごとの児童数を記入する。		
受給者数					※(3)～(7)について、複数の区分に該当する受給者がいた場合は、該当する区分を記入する。		
支給対象児童数	0歳から3歳未満	全	全	全	※(1)～(7)について、3歳以上小学校修了前の児童については、第3子以降の児童数も、うち数として記入する。		
	3歳以上小学校修了前						
	うち第3子以降						
	小学校修了後中学校修了前						
	計						

第2表 支払いの状況

本年度支払額	区分	児童手当	特例給付	(単位：円)	
				計	計
	0歳から3歳未満	165,000	0	165,000	
	3歳以上小学校修了前	780,000	0	780,000	
	うち第3子以降	300,000	0	300,000	
	小学校修了後中学校修了前	320,000	0	320,000	
	計	1,265,000	0	1,265,000	

* 支払額は、児童手当照合リストと照合し、当該年度の6月、10月、2月の各支払期に支われた手当額に、法第8条第4項のただし書きにある支払期月でない月に支払われた手当額を加えたものを区分ごとに積み上げて、児童手当又は特例給付のいずれか該当する方へ記入すること。（3歳以上小学校修了前の児童については、第3子以降の児童に対する支払額も計上すること。）

記 入 例

児童の就学を要件とする単身赴任手当受給者の場合は別居監護申立書にかわって単身赴任手当認定簿の写しでも可

(様式例 1)

別 居 監 護 申 立 書

平成〇年△月□日

〇〇〇〇学校長 殿

【申立人】(児童手当の請求者)

所 属 〇〇〇〇学校

職員番号 1111111

氏 名 桜島 太郎

桜
印

私は、支給要件の児童と別居しておりますが、監護し、かつ、生計を同じくしている事実に相違ないことを申し立てます。

1. 支給要件の児童



18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある全ての子について記入。

児童の氏名	続柄	生年月日	住 所
桜島 一郎	長男	〇〇. 8. 8	〇〇市△△町1-1
桜島 花子	長女	〇〇. 1. 4	〇〇市△△町1-1
桜島 桜	次女	〇〇. 1. 8	〇〇市△△町1-1

2. 別居の理由及び監護・生計同一の事実

〔〇〇〇を理由とする単身赴任による別居。
現在も、児童の監護を行っており、また、生計についても、私の給与により負担しています。〕

※ 〇〇〇には、「児童の就学」、「自宅の管理」等単身赴任をする事由について、記載してください。

※ 支給要件の児童並びに請求者の属する世帯全員分の本籍等の省略されていない住民票（住所又は氏名変更の場合は、変更した者の属する世帯全員分の住民票）をそれぞれ添付してください。

(様式例2)

児童手当等に係る海外留学に関する申立書

殿

【申立人】(児童手当等の請求者)

所 属

職員番号

氏 名

(印)

私は、児童手当法第3条に定める留学等により国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留 学 し て い る 児 童 の 状 況 等	(1) 氏名〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(平成 年 月 日生)
	(2) 留学期間(予定)	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
	(3) 留学している教育機関等の名称	
	(4) 留学の目的	
	(5) 居住地(国名・居住地)	
	(6) 児童と同居している者の氏名(続柄)	・ () ・ ()
	(7) 留学前の国内居住状況	・ 平成 年 月 ~ 年 月 〒 - ・ 平成 年 月 ~ 年 月 〒 - ・ 平成 年 月 ~ 年 月 〒 -

(裏面に続く)

2 父母等の状況	(1) 父母等の氏名・住所	氏名（継柄）	住所
		()	〒 -
	(2) 監護の状況		
(3) 生計関係の状況 (生活費の送金状況等)			
3 添付書類	<p>(添付したものに✓)</p> <p><input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等）</p> <p><input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等）</p> <p><input type="checkbox"/> 翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）</p>		

(記入上の注意)

- 1 (2) 「留学期間（予定）」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日（予定日）を記入してください。
- 1 (6) 「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7) 「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況（日本国内の居住状況については住民票上の住所）を記入してください。
- 2 (1) 「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人がいる場合は当該未成年後見人についても記入してください。
- 2 (2) 「監護の状況」欄及び(3)「生計関係の状況」欄は申立人（児童手当の請求者）と児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3 の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類（留学先の教育機関等から発行される在学証明書等）を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者（親族以外）の方の翻訳書を併せて添付してください（当該翻訳書に翻訳者の署名、押印及び連絡先を記載してください。）。

(様式例3)

監護・生計維持に関する申立書

年 月 日

殿

【申立人】(児童手当等の請求者)

所 属

職員番号

氏 名

印

私は、下記の児童を監護し、かつ、その生計を維持している事実に相違ないことを申し立てます。

1. 監護・生計維持している児童

児童の氏名	生年月日	住所

2. 児童がその父母に監護されず、または生計を同じくしていない理由



3. 請求者が児童を監護し、その生計を維持しなければならない理由



4. 児童と別居している場合の監護・仕送り等の状況



※ この申立書は、請求者が子でない児童を監護し、生計を維持している場合に使用するものです。

(様式例4)

児童手当等の受給資格に係る申立書
(未成年後見人)

殿

【申立人】 (児童手当等を請求した未成年後見人)
 所 属
 職員番号
 氏 名 印

私は、児童の未成年後見人であることを当該児童の戸籍抄本を添えて申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

記

1	未成年被後見人である児童の氏名等	氏 名		性別	生年月日
		男・女	平成 年 月 日生	男・女	平成 年 月 日生
2	上記の児童の父母の状況	続柄	氏 名	住所等	
		父		〒 -	勤務先：
		母		〒 -	勤務先：

(注) 2の父又は母の氏名、住所、勤務先は、必ず明記してください。

また、公務員の場合は、所属先を記入してください。

(様式例 5)

児童手当等の受給資格に係る申立書

殿

【申立人】(児童手当等の請求者)

所 属

職員番号

氏 名

印

私は、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 4 条第 4 項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

同居している児童	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(平成 年 月 日生)
	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(平成 年 月 日生)
	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(平成 年 月 日生)
別居している配偶者（上記児童の親）の状況	氏名	
	上記児童との続柄	
	住 所	〒 - 勤務先：
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に✓、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 离婚協議中につき別居している <input type="checkbox"/> その他 〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添 (※)	

※離婚協議中であることを明らかにできる書類（協議離婚申入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等）を添付してください。

児童手当に係る質疑応答編

(注) 設問末尾の【①】は本県における通知通達、【②】は諸手当認定・電算マニュアル（増補版）（平成30年1月 県教育庁教職員課作成）からの出典です。
 また、【③】は県事協による質疑応答ですので参考にしてください。

第1 監護要件及び生計要件

1 監護

- (問1) 父母が離婚して住所を別にし、児童は母と同居しているが、児童と別居している父が定期的に児童と面会しているような場合、父母の合意があれば、児童と別居している父に児童手当を支給することはできるか。 【②】
- (答1) 児童手当法第4条第4項の規定に基づき、離婚又は離婚協議中である父母が別居している場合は、児童の生計を維持する程度に関わらず、同居している者に支給することになる。

2 法第4条第1項第1号関係

- (問2) 中学校修了後、18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子が婚姻している場合や、就職している場合も「児童」としてカウントするのか。 【②】
- (答2) 婚姻している児童は、民法上成年に達した者とみなされるので、父母に監護されているとはいはず、「児童」には含めない。
 また、就職している子が全く父母の監護を受けていないか、または独立して生計を営んでいると認められる場合は、やはり「児童」には含めない。

3 父母がともに監護及び生計要件を満たす場合

- (問3) 「少なくとも夫婦の一方が所得制限限度額以上の場合は、当該者をもって受給資格者と判断すること。」とあるが、以下のケースの場合はどういう判断になるのか。
 【②】 例：夫婦（共働き）児童2人世帯

	父	母
扶養親族等の数	2人	0人
保険の適用状況	児童2人扶養	本人のみ
前年所得	697万	622万
所得制限限度額	698万	622万
認定した場合に支給する手当等	児童手当	特例給付

- (答3) 「生計を維持する程度の高い者」の判断に当たっては、まず父母の間の収入（所得）の状況を考慮することになり、原則として収入が高い方が「生計を維持する程度の高い者」に該当することになる。
 父母のうち、所得の高い方が所得制限限度額以上の所得がある場合は、当該者をもって受給資格者と判断することが適当である。

よって、設問のケースでは、母は一見所得制限限度額以上となっているが、所得の高い父は所得制限限度額未満となるので、原則父が受給資格者となる。

ただし、健康保険の適用状況（父母のどちらの被扶養者となっているか）、住民票上の取扱い（父母のどちらが世帯主になっているか）等について、収入（所得）の高い者が該当していない場合は、その事情を勘案した上で判断することになる。

(問4) 受給資格者の決定において原則として所得の高い方を受給資格者とし、夫婦の所得にはほとんど差がない場合は総合的に判断するとあるが、ほとんど差のない場合とは具体的にどれぐらいの所得の差をさすのか。 【②】

(答4) 個別事情により判断する必要があり、具体的に示せるものではないが、扶養認定において夫婦が共同して子を扶養している場合（夫婦とも県職員の場合を除く。）の「主たる扶養者」の要件（職員の所得が配偶者の所得の9割以上であること。）は、1つの目安になると思われる。

第2 認定及び支給

1 法第8条第3項関係

(問5) 6月以降の新規認定請求を受け付ける際、配偶者の所得も確認することになるが、例えば月末に児童が出生した場合で、出生日から15日以内に認定請求を行った結果、請求者の所得よりも配偶者の所得が高いことが出生日から15日を過ぎた後（翌月）になって判明したというような場合は、配偶者が受給資格を有すると知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、児童が出生した翌月分から支給して差し支えないか。 【②】

(答5) 差し支えない。

2 認定請求書及び添付書類

(問6) 受給資格者の支給要件児童が高校生と中学生のみであり、受給資格者と高校生の子が別居をしている場合、認定請求の際に当該高校生の子の属している世帯の全員の住民票を省略して差し支えないか。 【②】

(答6) 認定請求について、支給要件児童に3歳以上小学校修了前の児童及び今後これに該当することとなる3歳未満の児童が含まれない場合は、受給資格者として別居している高校生の子の属している世帯の全員の住民票を省略しても差し支えない。

(問7) 第2子以降を出生した場合は、額改定認定請求書を提出することになるが、例えば5月に第2子が出生したこと等により手当額が増額するような事由が発生した場合、額改定認定請求書と現況届を両方提出することになるのか。 【②】

(答7) 増額の改定は、すでに児童手当の支給を受けている者が請求を行うため、原則として所得の確認まで必要としている。

一方、現況届については、児童手当の支給を受けている者は全員提出する必要があり、前年の所得の状況及びその年の6月1日時点の支給事由を確認することになる。

よって、額改定認定請求書と現況届は確認事項等が異なるため、5月に手当額が増額するような事由が発生した場合であっても、額改定認定請求書及び現況届の提出が必要になる。

(問8) 夫婦間で所得額が逆転し、受給者を変更する場合、新たに認定請求を行う者の添付資料として、配偶者の「支給事由消滅通知書」の写しを求めることができるか。【②】

(答8) 新たな認定権者においては、児童手当の二重支給を防止するために、何らかの確認がでければよい。

(問9) 父母がともに支給要件に該当する場合に、児童手当法第4条第4項の規定に基づく認定（同居優先）を受けようとする離婚協議中の職員が、「児童手当の受給資格に係る申立書」を提出する際、裁判所の呼び出し状など公的機関が発出した文書が準備できないときはどのような書類を添付すればよいか。【②】

(答9) 職員の配偶者から、職員と離婚協議中である旨の申立書を徴することにより、児童と同居している職員を受給資格者として取り扱ってよい。

なお、職員が配偶者と別居し、児童と同居している場合でも、配偶者が監護・生計同一の要件を欠いていると認められる場合は、上記申立書や添付書類の提出の必要はない。

3 現況届等

(問10) 現況届は6月中に提出することとされているが、期限を過ぎて提出した者はどうなるのか。また、現況届は6月中に提出されたが、添付書類の所得証明書の提出漏れがあった場合、7月以降の証明日となっても構わないか。【②】

(答10) 督促を行ってもなお提出がない場合は、現況の確認ができるまで、手当の支給を一時的に差し止め、その後現況届が提出され、支給要件を引き続き具備していることが確認できれば、その時点で差し止めを解除することになる。

なお、現況届が期限内に提出されていれば、添付書類が多少遅れても支障ない（添付書類の提出があるまで審査は保留する。）。

(問11) 育休等を取得している等の理由で、現況届提出時に所得が無い場合でも、前年の所得で判定することになるのか。

夫婦のうち所得の高い方が育休等により一時的に所得が低くなり、その後仕事に復帰し、明らかにその年の所得が高くなるというような場合であって、かつ、夫婦ともに所得が所得制限限度額未満の場合でも、毎年現況届で前年の所得を比較し、受給資格者を判定することになるのか。【②】

(答11) 所得の判定については、前年の所得で判定することになる。

しかし、従来から所得が高かった者が、育休等により一時的に所得が低くなり、その後仕事に復帰したこと等により再度所得が高くなることが明らかな場合で、かつ、夫婦ともに所得が所得制限限度額未満の場合は、健康保険の適用状況や住民票上の取扱い等を勘案した上で、従来から所得が高かった者を引き続き受給資格者として認定して差し支えない。

ただし、受給者が家計の主宰者と認められなくなった場合（受給者の育休等が長期にわたり、所得が0円となったとき等）はこの限りでない。

なお、夫婦のうち、育休等を取得していない方の所得が、所得制限限度額以上である場合は、基本的に当該者をもって受給資格者と判断することが適当である。

(問 12) 現況届の確認については、夫婦の所得は基本的には所得証明書により確認するが、所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯等については、事情聴取や年末調整時の給与支払証明書等による確認でも可とするとある。所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯とは、具体的にどのような世帯か。 【②】

(答 12) 配偶者が専業主婦で所得がない世帯、夫婦ともに県職員で所得に大きな変動がない世帯などが考えられる。

(問 13) 現況届の際、配偶者に所得がある場合は必ず所得証明書が必要か。また、添付する所得証明書は通常のものでよいか。 【②】

(答 13) 所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯や配偶者が請求者よりも所得が低いことが明らかな世帯（配偶者が税法上の控除対象配偶者となっている場合や健康保険の被扶養者となっている場合など）については、例外的に不要とするが、それ以外については所得証明書を徴して確認する（配偶者の職業が「被扶養者でない者」となっていても、事業所得等がある場合が考えられる。源泉徴収票等では給与所得の状況しか把握できない。）。

所得証明書は「児童手当用」とするが、「児童手当用」でなくても、控除額等について必要な証明がなされている限りにおいて可とする。

(問 14) 受給者の育休等により、配偶者の所得が受給者よりも高くなった場合でも、その事由が一時的なものであると見込まれる場合は、必ずしも受給者を変更する必要はないとするが、どのような場合か。 【②】

(答 14) 育児休業のほか、休職、育児短時間勤務、介護休暇、部分休業等の事由により給料を減額される結果、夫婦間で所得が逆転する場合である。

ただし、受給者の育休が1年以上にわたり、前年度の所得証明書において所得額が0円となった場合は、この限りでない（現況届の時点で復帰していく収入がある場合も、前年度の所得証明書で判断する。）。

(問 15) 現況届で前年の所得証明書を確認した際、配偶者に一時的な所得があり受給者よりも所得がはるかに高くなってしまっているような場合は、受給者変更をする必要があるか。 【②】

(答 15) 特に申立書の提出があるなど、何らかの方法によって配偶者の所得が恒常的なものかどうかを確認できる場合を除き、所得証明書上の所得金額（合計額で記載されている。）を比較し、判定することになる。

(問 16) 現況届の結果、受給者変更をすることとなった場合で、夫婦双方が教職員でも再度住民

票や所得証明書を添付して請求することとなるのか。添付書類を省略することはできないか。【②】

(答 16) 異なる認定権者へ認定請求をする場合は、添付書類を省略することはできない（写しを添付することも不可）。

(問 17) 離婚協議中につき別居していて、児童手当法第4条第4項の規定に基づく認定（同居優先）を受けていた父又は母が、その後離婚した場合、現況届において毎年申立書を提出してもらうことになるのか。【②】

(答 17) 離婚協議中につき別居していて、児童手当の認定を受けていた者が離婚した場合は、現況届の際に申立書と離婚した事実を明らかにする書類（戸籍抄本の写し等）を提出してもらうことで、翌年以降の現況届では、申立書の提出を省略して差し支えない。

4 その他

(問 18) 3歳になった子が第3子以降の子である場合は支給額に変更がないので、受給者への通知は不要という取扱いでよいか。【②】

(答 18) お見込みのとおり。

(問 19) 児童手当の受給者を変更した結果、扶養手当の受給者や扶養控除申告書と一致しなくなる場合、これらの整合性や関係は考えなくてよいか。【②】

(答 19) すべてが一致する場合もあるが、それぞれ別個の法令、例規にもとづく制度であるので、一致しないとしても不適切であるとはいえない。

(問 20) 扶養親族等の算定にあたっては、施設入所等児童を除くことになるが、1月1日以降に転居してきた人の所得証明書に記載されている扶養親族等のうち、施設入所等児童が含まれるかどうかはどのようにして把握することになるか。【②】

(答 20) 市区町村長が発行する所得証明書には、扶養親族のうち施設入所等児童の数は記載されないので、認定請求を行う際等に申請者に聞き取りを行う等により把握に努めること。

(問 21) 認定請求書や現況届に、前年の所得を受給（請求）者が記入する「所得の状況」という欄があるが、この欄には控除前の額を記載するのか、控除後の額か。【②】

(答 21) 控除後の額（様式裏面の注意事項を参照する。）。

第3 その他

(問 22) 外国に居住していたことにより、前年に住民税の課税対象となっていた者については、所得なしと取り扱ってよいか。

例えば父が海外に居住し、母が国内に居住している場合は、母が受給資格者になるが、父の前年の所得を確認する必要はあるか。【②】

(答 22) 所得の判定に係る所得の額は、市町村民税に係る前年の所得の額を基礎とするので、設

問のようなケースについては、外国に居住していた旨の申立書を徴した上で、所得がないものとして取り扱って差し支えない。

申請時や現況届時に父が国内に住所を有していない場合も同様。